

1 廃棄物のリデュースの推進（第4章第1節）

※「施策の展開」の下線は追加項目（以下同じ）

(1) 一般廃棄物

現状と課題

- ・総排出量及び1人1日当たりの排出量は減少傾向にある。内訳別では、生活系は減少傾向（R5実績全国3位）の一方、事業系は横ばい傾向（R5実績全国17位）である。
- ・リデュースに対する意識の浸透は進んでいる。 ※世論調査「環境と暮らし2025報告書」：8ページ
- ・リデュースを更に推進するため、各主体と連携して、プラスチックごみや食品ロスの削減、事業系一般廃棄物の減量化等に引き続き取り組む必要がある。

施策の展開

- 信州プラスチックスマート運動の推進 ※信州プラスチックスマート運動：9ページ
 - ・「意識して選択」の呼び掛け（不要なストローやレジ袋は断る 等）
 - ・「少しずつ転換」の呼び掛け（マイバッグ・マイボトルの利用、給水スポットの利用促進、詰め替え製品の購入 等）
- 簡易包装の促進によるプラスチックごみ及び紙ごみの削減
- ペーパーレスの推進による紙ごみの削減
- 食品ロス削減の推進 ⇒ 詳細は検討項目④
- 市町村・事業者と連携した一般廃棄物の減量化の呼び掛け

(2) 産業廃棄物

現状と課題

- ・排出量は近年横ばい傾向で、R12年度の推計値は増加見込みである。
- ・排出量の業種別割合（R5年度実績）は電気・水道業が46.1%、建設業が29.3%、製造業が23.0%で、全体の約98%を占めている。
- ・各種リサイクル法等に基づくリサイクルにより、最終処分量は減少傾向にある。
- ・リデュースの更なる推進のため、排出事業者による自主的な取組の促進、環境マネジメントシステム（ISO14001 等）導入の普及啓発等に引き続き取り組む必要がある。 ※産業廃棄物排出事業者の意識と取組：[10ページ～13ページ](#)

施策の展開

- 多量排出事業者等の処理計画についての適切な運用の確保
- 排出事業者による自主的な取組への支援
 - ・排出事業者向けの研修会等の開催
 - ・S D G s推進企業登録制度
- 環境マネジメントシステム導入の普及啓発
- リデュースに繋がる製品開発等への支援
 - ・ものづくり企業が率先して取り組む資源循環に配慮した材料・製品の設計や製造技術の開発への支援
 - ・長野県工業技術総合センターによる低環境負荷製造技術等の支援
- 空き家等の既存住宅ストックの有効活用の推進

2 使用済み製品のリユースの推進（第4章第2節）

現状と課題

- ・県内各地ではリユースイベントやフリーマーケットが開催され、衣類・古布の回収（R6年12月時点で66市町村が実施）やリサイクルプラザ等において不用品の交換に取り組んでいる市町村がある。
- ・気軽に利用可能なフリマアプリ等の普及もあり、リユースの裾野は広がりつつある。
- ・消費者のライフスタイル転換や事業者の行動変容につなげ、リユースによる使用済み製品の循環的利用の拡大を図るため、各主体によるリユースの普及啓発を進める必要がある。

施策の展開

○各主体によるリユースの普及啓発

- ・市町村が開催しているリユースイベント等の広報
- ・市町村に対する先進事例の紹介

【各主体の取組例】

◇県民による取組例

リユースイベント、フリーマーケット、リユースショップ、フリマアプリ等の活用

◇事業者による取組例

自社製品を回収・再利用する循環システムの構築、リユースしやすい・環境負荷が少ない（長く使える等）製品の開発、組織内での不用品譲渡の励行

◇市町村による取組

リユースの機会（リユースイベント、不用品の交換制度等）の提供、リユース事業者との連携、粗大ごみから選別したリユース品の販売又は譲渡

3 適正なりサイクルの推進（第4章第3節）

現状と課題

- ・近年、生ごみ、ペットボトル、古紙、廃食用油、衣類・古布等のリサイクルなど、県民、市町村、NPO、学校、企業等により、様々なリサイクルの取組が行われている。
- ・一般廃棄物の分別やリサイクルに対する県民意識は高い。 ※世論調査「環境と暮らし2025報告書」：8ページ
- ・産業廃棄物については、排出量は横ばい傾向だが、再生利用量は増加傾向にある。
- ・廃プラスチックやレアメタル等の資源の効率的・循環的利用を促進するため、各種リサイクル法等の推進、各種リサイクルの取組の推進等に一層取り組む必要がある。
- ・製品の製造段階における再生材の利用拡大・安定供給の観点から、動静脈連携の促進に取り組む必要がある。

施策の展開

○各種リサイクル法等の推進 ※現行計画に掲載されている各種リサイクル法等：14ページ～17ページ

容器包装リサイクル法、プラスチック資源循環促進法（R4年度施行）、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法

※プラスチック資源循環促進法（R4年度施行）

- ・市町村のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の取組が進むよう、研修会・セミナー等において、先行事例を紹介するなど、積極的な支援を実施する。
- ・市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別基準を策定し、適正に分別排出されるよう周知に努める。

【法の概要】

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進することを目的とした法律

※市町村による分別収集・再商品化に関する措置

- ①容器包装リサイクル法に規定する指定法人（（公財）日本容器包装リサイクル協会）に委託して再商品化する。
- ②市町村が単独又は共同して作成し、国の認定を受けた再商品化計画に基づき、再商品化実施者と連携して再商品化する。

3 適正なりサイクルの推進（第4章第3節）

施策の展開

○各種リサイクルの取組の促進

- ・ リチウムイオン電池の再資源化についての広報啓発及び分別回収についての市町村支援
- ・ 衣類のリサイクルについての広報啓発
- ・ 太陽光パネルのリサイクル技術及び国のリサイクル設備導入補助事業等の処理業者への情報提供
- ・ 下水汚泥の肥料化等による有効活用
- ・ ごみ分別収集の徹底（信州プラスチックスマート運動の「分別して回収」の呼び掛け 等）
- ・ 信州リサイクル製品の普及 ※信州リサイクル製品：18ページ

○動静脈連携の促進

- ・ 動静脈産業の交流機会の設定

4 リプレイスの推進（第4章第4節）

現状と課題

- ・陸上から海洋へのプラスチックごみの流出は、世界全体で年間数百万トン超と推計され、2050年までに魚の重量を上回るプラスチックの海洋環境への流出が予測されている。
- ・プラスチックの容器包装廃棄量（一人当たり）は世界で2番目に多く（2018年国連環境計画）、また、汚れたプラスチックの輸出入規制により、一層の国内資源循環が求められている。
- ・国のプラスチック資源循環戦略では2030年までに再生利用を倍増、2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入する目標を立てている。
- ・資源を持続可能な形で効率的・循環的に有効利用するため、石油由来の使い捨てプラスチックから再生利用可能な素材や植物由来素材等を使った製品への切り替えを推進する必要がある。

施策の展開

- 信州プラスチックスマート運動の推進
 - ・リプレイスによる製品について「意識して選択」「少しずつ転換」の呼び掛け
 - ・信州プラスチックスマート運動協力事業者の登録促進
 - ・循環型社会形成推進功労者表彰
- 制度融資や産学官連携による研究開発・事業展開等の促進
- 生分解性プラスチックやバイオマスプラスチック等の導入に取り組む事業者等の後押し
- 農業用の生分解性マルチの耐久性等の試験研究
- 身の周りのものをプラスチック製等の異素材から木製（県産材）へ転換する取組の支援

5 環境教育等の推進（第4章第7節）

現状と課題

- ・家庭におけるプラスチックごみや食品ロスの削減、事業系一般廃棄物の減量化など、引き続き取り組むべき課題がある。
- ・県や市町村等では、県民に対する環境教育等による意識啓発を行っているが、引き続きあらゆる年代に対する環境教育等の機会の充実に努める必要がある。

施策の展開

○環境教育・環境学習等

- ・信州環境カレッジによる学びの提供
- ・食育の推進
- ・市町村等が行う廃棄物処理施設の見学、リサイクル体験の広報
- ・こども記者体験（県庁見学）、長野県政出前講座の実施
- ・循環型社会形成推進功労者表彰の実施
- ・環境保全に関するポスターの募集

○環境美化活動

- ・きれいな信州環境美化運動の実施 ※きれいな信州環境美化運動：19ページ
- ・アダプトシステム＊・愛護活動の推進 等

＊自治体と住民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に美化活動を進める制度

1 廃棄物の減量化に対する県民意識

（世論調査 環境と暮らし2025報告書 （一社）長野県環境保全協会・（一社）長野県世論調査協会）

Q 容器、袋など、プラスチックごみによる、海洋汚染などが問題化しています。
プラスチックごみを減らすために、あなたが日ごろ、心掛けていますか。次の中から、
あてはまるものを全て挙げてください。

- ・ 分別・リサイクルをする 77.7%
- ・ マイバッグやマイボトルを使用する 76.6%
- ・ レジ袋は買わない、または受け取らない 63.1%
- ・ 詰め替え製品を利用する 58.9%
- ・ 河川一斉清掃等のボランティア活動に参加する 12.4%
- ・ 特にない 2.9%

Q あなたは日ごろ、次に挙げる環境のためになること（環境に配慮した暮らし）の行動例のうち、
実行していることはありますか。あてはまるものを全て挙げてください。

- ・ ごみの分別やリサイクルを心がけている 80.5%
- ・ マイバッグやマイボトルを使用している 76.6%
- ・ 詰め替え製品（洗剤など）の購入を心がけている 66.8%
- ・ ごみの排出削減を心がけている 58.8%

2 信州プラスチックスマート運動

海洋プラスチック問題に上流県として向き合い、エシカル消費としての生活スタイルの見つめ直しから、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で取り組みを進める。

啓発や美化活動などを通じて、プラスチックごみ減量に対する県民意識の高揚を図っている。

○「3つの意識した行動」の呼び掛け

- ①意識して「選択」…不要なストローやレジ袋は断る。等
- ②少しずつ「転換」…マイバッグ、マイボトルを使うよう心掛ける。
詰め替え用製品等を選択するよう心掛ける。等
- ③分別して「回収」…使い終わったプラスチックは、ルールに従い分けて回収へ。

○「信州プラスチックスマート運動協力事業者」に登録した者の取組を県HP等で紹介
登録対象：県内でプラスチック削減等に取り組んでいる事業者、団体、学校等

○マイボトルの利用促進
給水スポットマップの活用



**「信州プラスチックスマート運動」を実施しています！
～プラスチックと賢く付き合ひましょう～**

海洋プラスチックごみの増加による海洋環境への影響が懸念されています。
長野県は太平洋、日本海に流れ込む河川を有する上流県であり、この課題と向き合うため、生活スタイルの見つめ直しから、プラスチックと賢く付き合う取組を積極的に進めていく必要があります。私たち一人ひとりが意識して次のことを実践し、「ごみ減量日本一の継続」と、美しく「環境にやさしい長野県」を目指しましょう。

～3つの意識した行動～

1.意識して「選択」
何れかを選ぶ必要がある場面において、海洋プラスチック問題を考え取り替むため、県では「3つの意識した行動」を呼び掛けている。今、一人一人が行動し、この地球環境の問題に向き合おう。

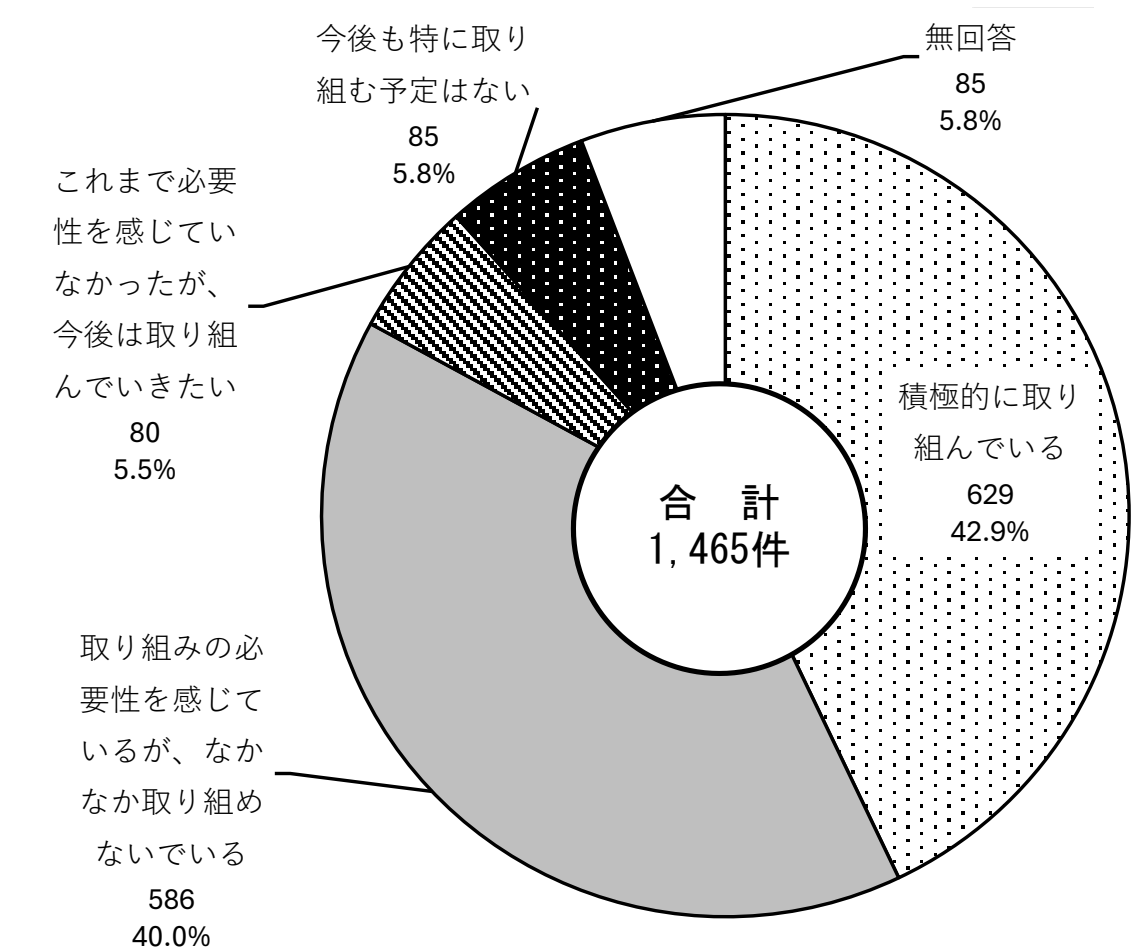
2.少しずつ「転換」
できるだけマイバッグやマイボトルを使うよう心掛けよう。詰め替え用製品等を選択しよう。

3.分別して「回収」
資源を減らさずプラスチック製品は資源物として分別して回収しよう。

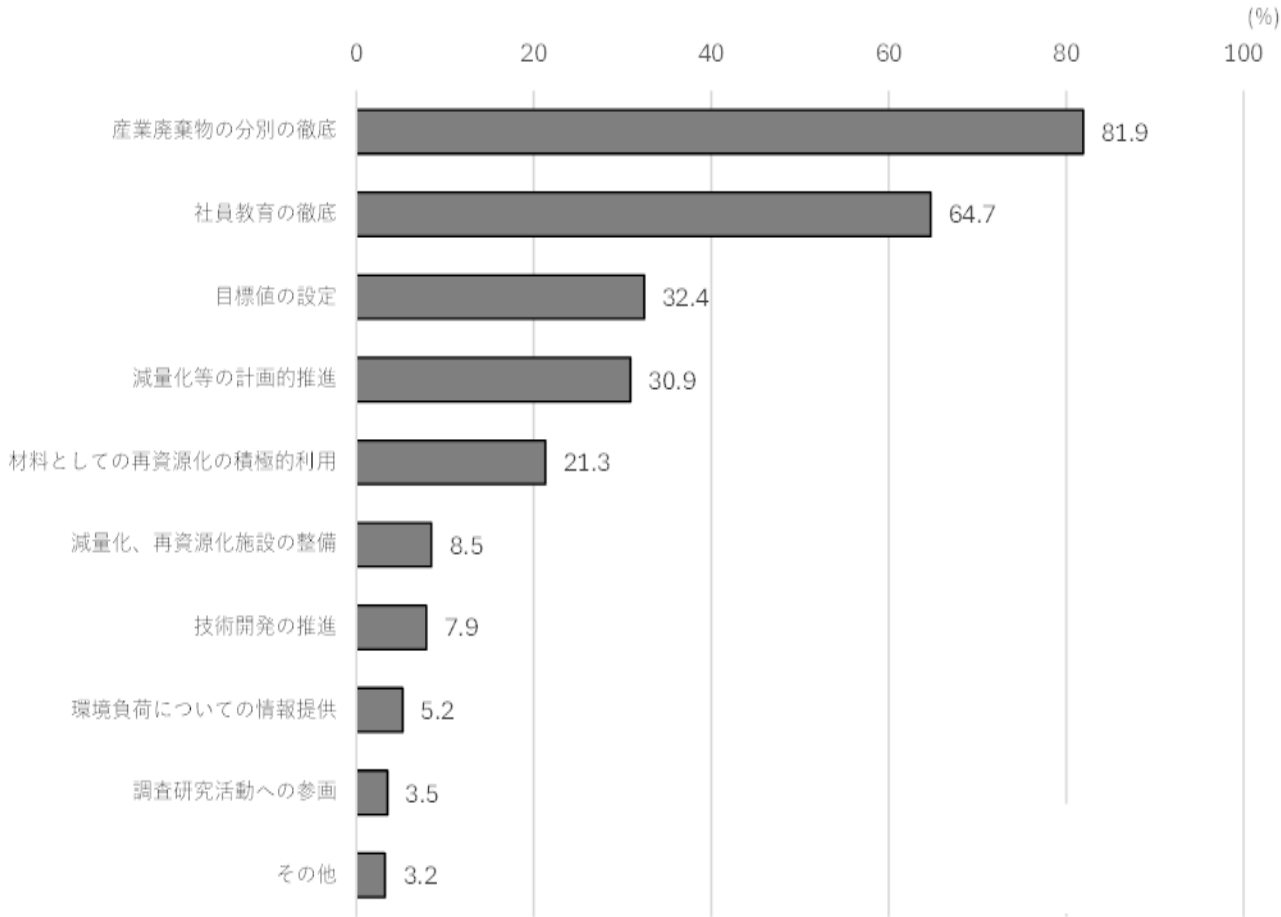
海洋プラスチック問題とは？
毎年に排出される多くのプラスチック製品は、使い終わって捨てられたプラスチック製品。それを海や川が運んでいき、体内に取り込んでしまい、最悪な場合は命を失うなど海の生態系に大きな被害をもたらします。
プラスチック製品の生産量が全世界で増えている状況で、このままでは2060年には海洋プラスチックの量が現在の2倍に達すると推定されています。

代替製品とは？
プラスチックは丈夫で長期間使用できることが大きな利点ですが、それが環境中に捨てられ、埋め立てられても分解されず、そのまま残ってしまうことが大きな問題です。
プラスチックに代わる製品として、バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックなどの製品が開発されたり、紙製や木製の製品に替える取組も行われています。

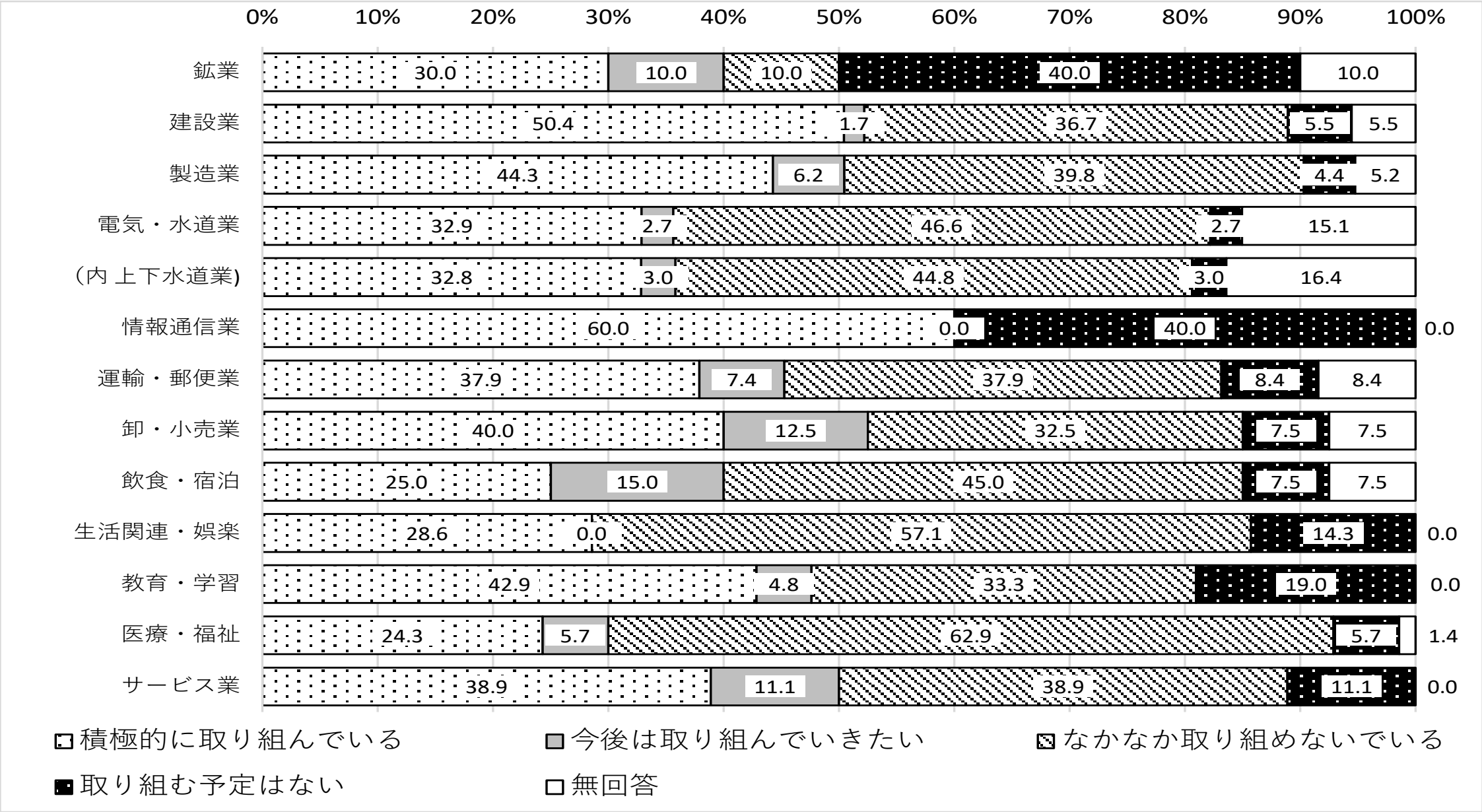
3 産業廃棄物排出事業者の意識と取組 ～長野県産業廃棄物実態調査（R5年度実績）におけるアンケート～



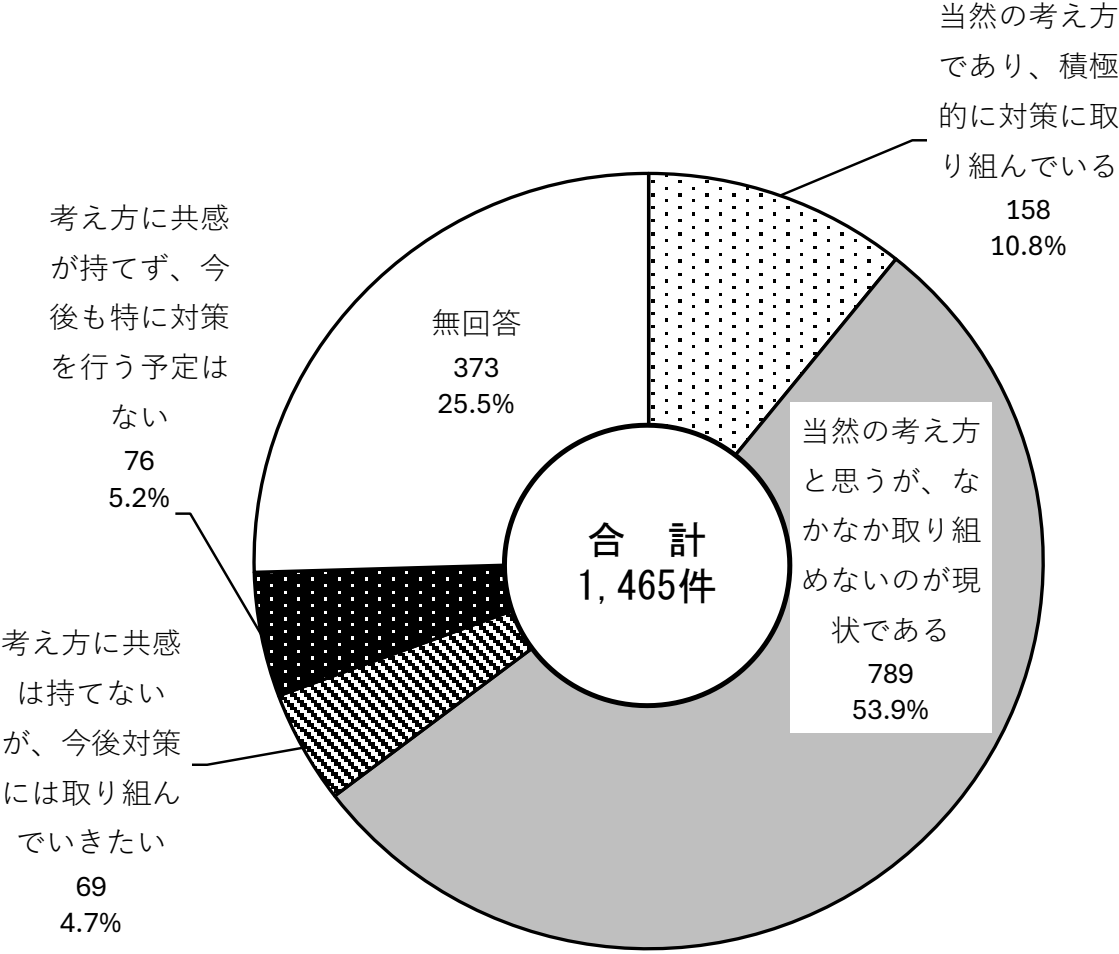
産業廃棄物の減量化・再資源化・再利用を推進するための取組状況



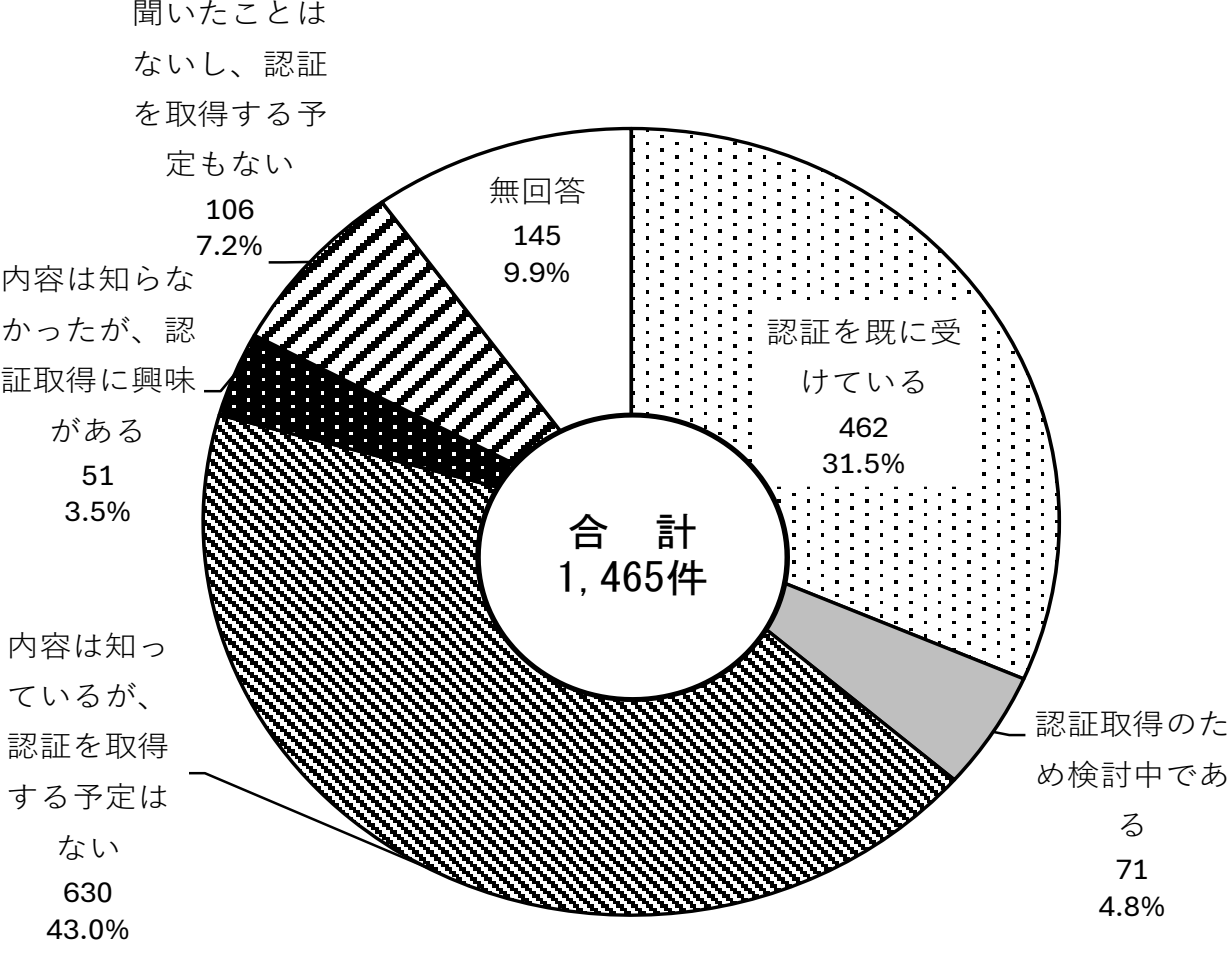
減量化・再資源化・再利用を推進するための取組内容



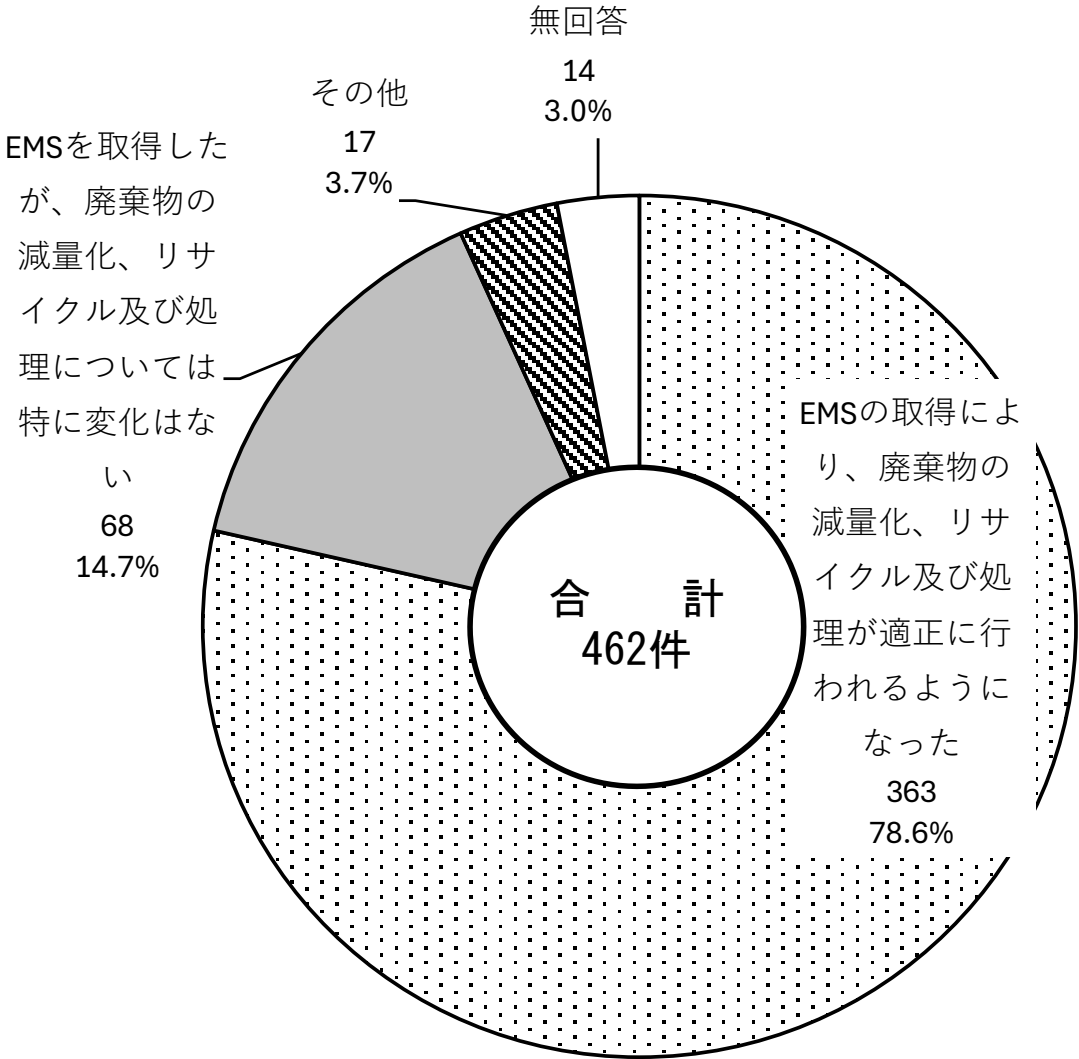
減量化・再資源化・再利用を推進するための取組状況（業種別）



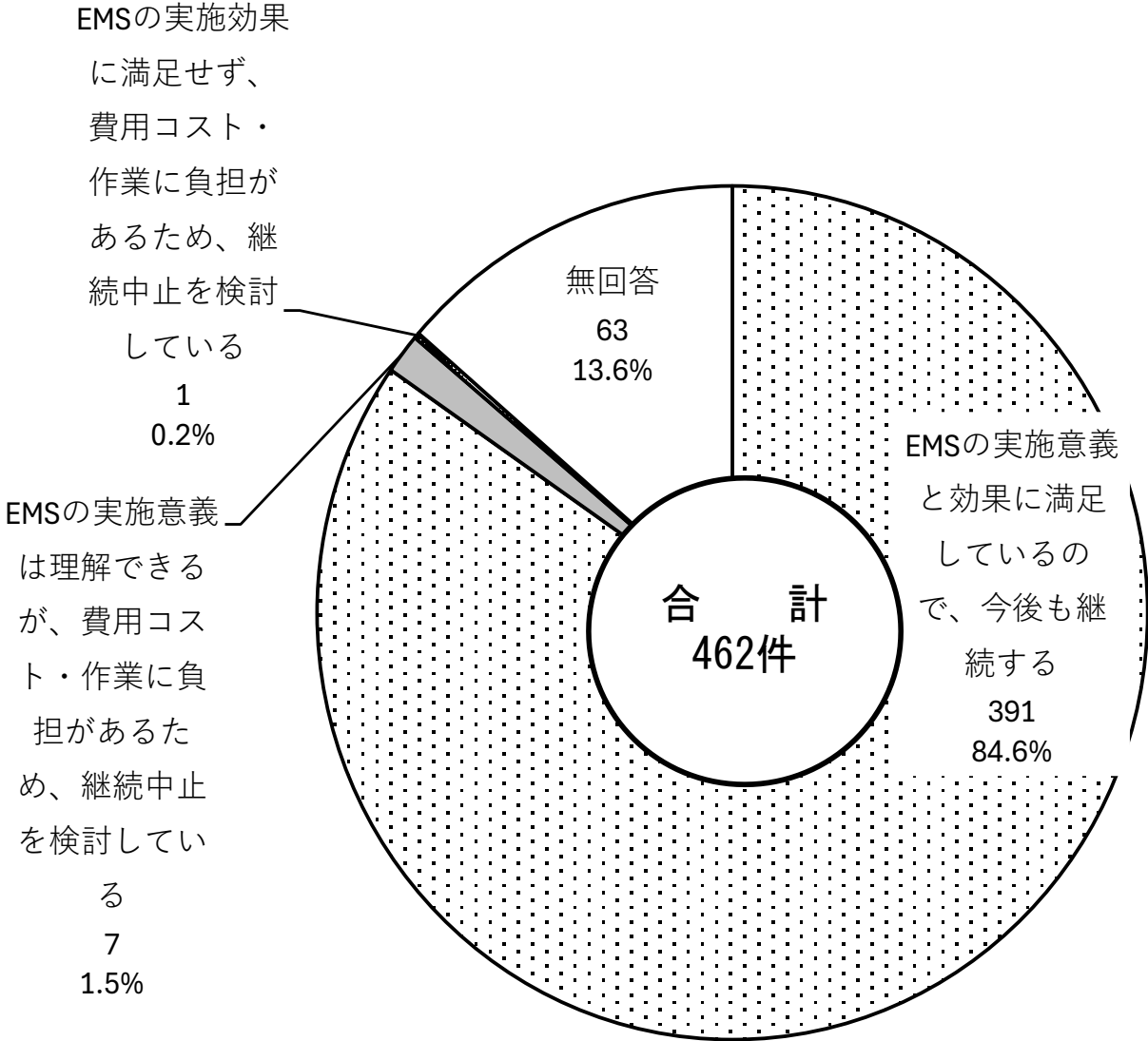
拡大生産者責任（EPR）について



環境マネジメントシステム（EMS）の認証状況



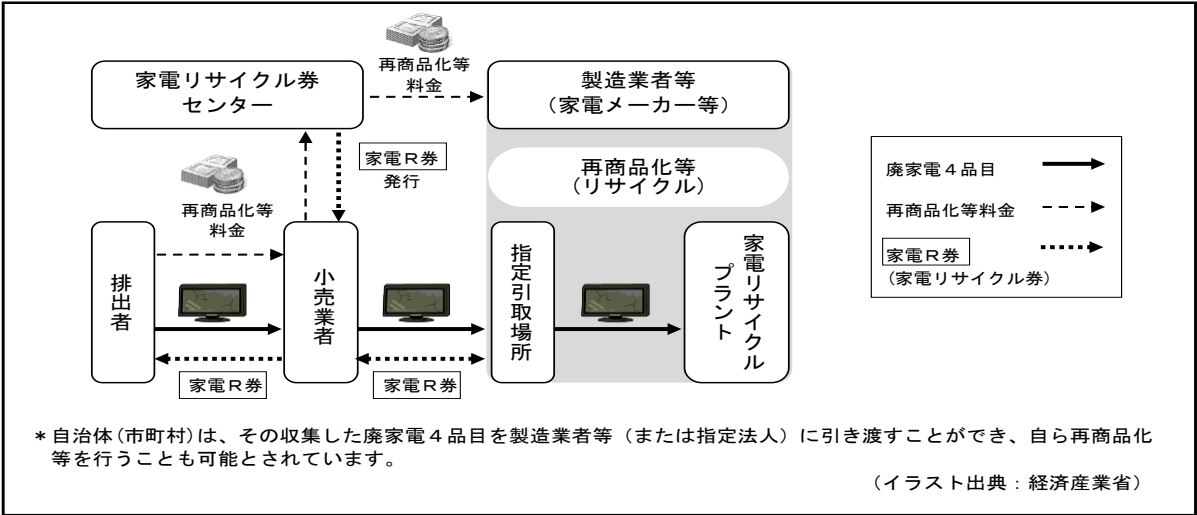
E M S 取得後の効果



E M S 取得後の満足度

4 各種リサイクル法等に基づく取組（第5期計画における取組）

- (1) 容器包装リサイクル法（容器包装廃棄物のリサイクル）
 - ・長野県分別収集促進計画に基づき容器包装廃棄物の分別収集を推進する。
 - ・市町村は、家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクル事業者引き渡す。また、地域における分別収集・分別排出の徹底、事業者・市民との連携による排出抑制の促進に取り組む。
- (2) 家電リサイクル法（使用済みの家電製品のリサイクル）
 - ・消費者が対象品目を廃棄物として排出するに当たり、定められたリサイクル料金を支払い、その再商品化が適正に推進されるよう制度の周知を図り、普及・促進に努める。
 - ・市町村は、地域の実情を踏まえ、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器に係る廃棄物についての回収体制の整備に努める。



※県内では、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器に係る廃棄物についての回収体制を構築している市町村の数は73市町村（R6年度実績）となっている。

(3) 食品リサイクル法（食品廃棄物のリサイクル）

- ・事業者等の食品廃棄物のリサイクルの取組が促進されるよう必要な情報の提供に努める。

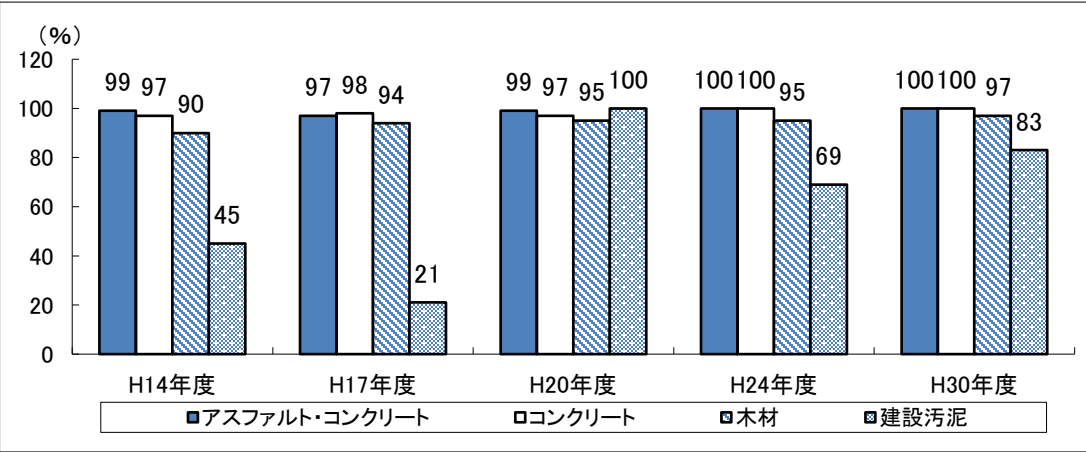
業種	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
目標	95%	75%	65%	50%
実績	97%	61%	63%	34%

※食品廃棄物のリサイクルは食品製造業においては進んでいるが、外食産業においては進んでいない。
※食品廃棄物の排出量が年間100トン以上の食品関連事業者には定期報告義務がある。

食品循環資源の再生利用等実施率の業種別目標設定及び令和5年度実績（出典：農林水産省）

(4) 建設リサイクル法（建設系廃棄物のリサイクル）

- ・建設廃棄物が適切にリサイクルされるよう制度の周知を図り、普及・促進に努める。
- ・環境所管部局及び建設所管部局によるパトロールを行い、「長野県建設リサイクル推進指針」に基づき、建設廃棄物の適正な処理に関して助言、指導等を行う。



※建設系廃棄物は全般にわたり、高い再資源化率となっている。

建設系廃棄物の再資源化率（建設副産物実態調査（国土交通省））

(5) 自動車リサイクル法（使用済みの自動車のリサイクル）

- ・使用済自動車が適切にリサイクルされるよう、業界団体を通じて制度の周知を図るとともに、関連事業者の登録・許可事務について、適正な運用を行う。

区分	業の区分	業者数		
		県合計	長野県	中核市
登録	引取業	942	701	241
	フロン類回収業	142	95	47
許可	解体業	71	54	17
	破砕業	31	22	9

長野県の登録事業者数と許可業者数（令和6年3月）（資源循環推進課）

品目		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
エアバッグ類	実績	94.6%	95.4%	95.1%	95.3%	96.9%
	目標値	85%				
シュレッダーダスト	実績	96.3%	96.8%	96.4%	96.6%	96.7%
	目標値	70%				

※メーカーごとの集計のため、都道府県単位の実績値は不明
再資源化目標達成状況の推移（全国）（出典：公益財団法人自動車リサイクル促進センター）

(6) 小型家電リサイクル法（使用済小型家電のリサイクル）

- ・市町村ごとに異なる実情を踏まえ、制度導入に資する情報提供に努める。
- ・市町村は、地域の実情を踏まえ、使用済小型家電についての回収体制の整備に努める。

※使用済小型家電等のリサイクルへの取組を実施している県内市町村の割合は71.4%（令和5年度実績）となっている。

- (7) 資源有効利用促進法（パソコン、小型二次電池のリサイクル）
- ・使用済パソコン、小型二次電池が適正に処理されるよう制度の周知を図る。

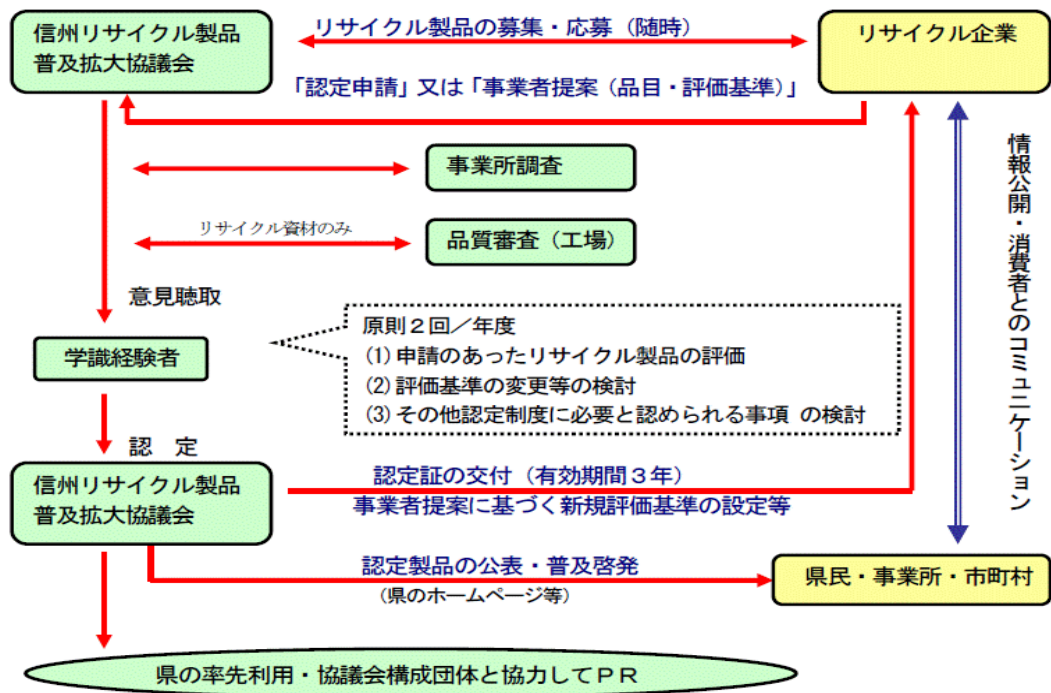
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
パソコン（千台） ※事業系と家庭系の合計	448	457	415	311	337
小型二次電池回収（t）	2,051	2,636	2,598	2,572	2,412

※パソコンの回収実績には製品リユースのための回収実績を含む。
※パソコンは「小型家電リサイクル法」（平成25年4月施行）においても回収されている。

パソコン（事業系と家庭系の合計）及び小型二次電池回収量の推移（全国）
（経済産業省HP「資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について（パソコン・小形二次電池）」（<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/statistics/index.html>）

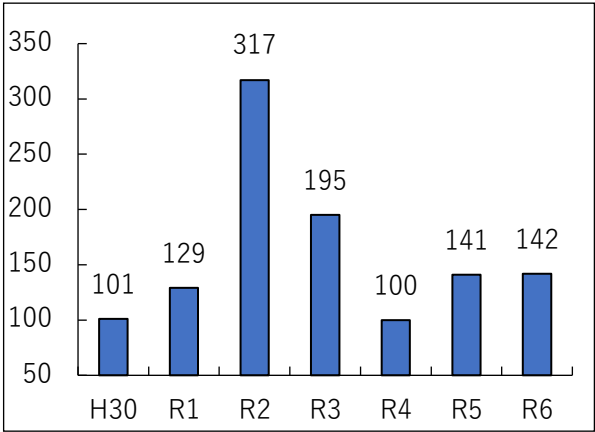
5 信州リサイクル製品認定制度

- ・ 県内で発生した循環資源を利用して県内の事業所で製造加工された製品のうち、品質や安全性等の基準を満たす製品を県と民間団体で構成する信州リサイクル製品普及拡大協議会が認定する制度。
- ・ 公共工事の発注に当たり、県ではモデル事業として信州リサイクル製品を使用する工事を選定してその利用に努めており、民間での利用を含めた全体の販売実績も増加している。
- ・ 認定製品数はR7年3月末現在78製品（リサイクル製品9、リサイクル資材69）
- ・ 認定された製品を長野県ホームページ等で公表し、製品のPRを行うことにより、広く県民や事業者等へその利用を促す。

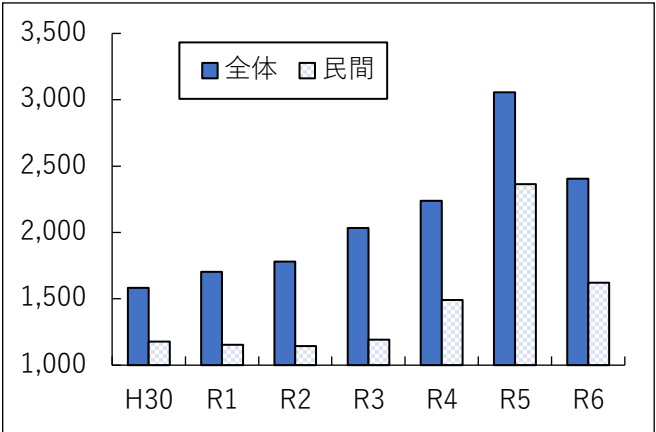


信州リサイクル製品の認定までの流れ

県発注公共工事



認定事業者の販売実績状況



信州リサイクル製品の使用実績

6 きれいな信州環境美化運動

- ・ 散乱した空き缶等を収集する美化清掃活動、ごみの持ち帰り運動及び空き缶等散乱防止啓発運動の輪を県民運動として広げ、観光地を含めた環境美化運動を推進し、年間を通じて長野県全体をきれいにする運動を展開する。
- ・ 令和6年度の「ごみゼロの日」統一美化キャンペーン、きれいな信州美化キャンペーンにおける参加者数は、約18万人となっている。

キャンペーンの名称	「ごみゼロの日」統一 美化キャンペーン	きれいな信州美化 キャンペーン
実施期間	5月26日～6月30日	10月1日～10月31日
空き缶等回収参加者数	133,584人	46,870人
回収量	113.1 t	38.0 t
街頭啓発参加人員	43人	153人

R6年度きれいな信州環境美化運動の実績（資源循環推進課）